



## 消費者行政について（平成 16 年 2 月定例会）

県消費生活センターに寄せられる相談は、特に、ヤミ金融や架空請求など巧妙化した悪質商法等による被害の増加や、高齢者を当事者とするものが急増しております。おれおれ詐欺や悪質商法などの被害から、高齢者を守るため、どのような対策を講じようとしているのか伺います。

お年寄りが気軽に相談でき、その後のフォローアップを行うためにも、身近な市町村の相談窓口の整備が重要であると考えますが、県ではどのように取り組んで行かれるのか、ご所見をお伺いします。

### 【知事答弁】

新たに、高齢者の被害（詐欺や悪質商法）防止に焦点を当てた「地域消費生活サポーター」を 60 名、県が養成をし、市町村に活用をしていただく「悪質商法等被害防止対策事業」を実施することにいたしております。

また、新たに県消費生活センターに警察官OBの相談員を配置し、相談機能を強化するとともに、弁護士や警察官、消費生活センターの職員等による特別相談会として、「悪質商法 110 番」を県下各地域で開催することにいたしております。

周南市においては積極的なお取組みをいただきまして、この 4 月に、新たに消費生活センターが開設される運びとなっております。県といたしましては、新任相談員の実務研修の実施やノウハウの提供等、できる限りの支援を行なってまいりたいと考えております。